

# 連絡事項等

- ・ ①加算等変更の届出について
- ・ ②指定更新書類の変更について
- ・ ③処遇改善加算の届出について
- ・ ④処遇改善臨時特例交付金の申請について
- ・ ⑤業務管理体制の整備について
- ・ ⑥事故、事件および不祥事等発生時の報告について



福井県共生社会シンボルマーク

# ①加算等変更の届出について

○（特例）**昨年度実績を用いる**基本報酬や加算、福祉・介護職員処遇改善加算（特定加算、ベースアップ等支援加算）の計画書について

提出期限…令和5年4月15日（土）必着

提出方法…メール

加算提出用メールアドレス：

[syogai-2@pref.fukui.lg.jp](mailto:syogai-2@pref.fukui.lg.jp)

（※5MBを超えると届かないこともあるので、分割ください。）

※通常の加算は前月15日までの提出

※詳細は令和5年3月9日付事務連絡（別紙1）参照

# ①加算等変更の届出について

○前年度の実績等を基に届け出る基本報酬

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、地域移行支援…**報酬区分の変更がなくても提出必須**

- ・就労継続支援A型については、必ず**スコア表を公表**すること  
(様式1 (該当する場合)、様式2-1、2-2)

○**前年度実績を用いる**加算…**変更がある場合は提出必須**

- ・(よくある間違い) 共同生活援助の夜間支援等体制加算の利用者対象利用者数は現に入居している利用者の数ではなく、前年度平均利用者数等※を用いるので、対象人数に変更がある場合は届出必須(小数点第一位は四捨五入)

※平均利用者数の算定方法は要確認

## ③令和6年度計画書提出期限

- [福祉・介護職員処遇改善加算等について（特定加算およびベースアップ等支援加算含む） | 福井県ホームページ \(fukui.lg.jp\)](http://fukui.lg.jp)

継続して算定する場合も毎年度計画書の提出は必要です。

- 令和6年4月または5月から算定する場合（特例的な取扱い）

→令和6年4月15日【必着】

※期限に間に合わない場合、算定開始は令和6年6月以降になります。

- 令和6年度の途中（令和6年6月以降）から加算を算定する場合

→加算算定開始月の前々月末までに提出（例：6月1日から算定する場合は4月末日）

- 年度途中に対象事業所の追加・区分変更等の変更届を提出する場合

→変更が生じる月の前月15日までに変更届と変更後の計画書を提出

# ④臨時特例交付金申請書提出期限

- [福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について | 福井県ホームページ \(fukui.lg.jp\)](https://www.fukui.lg.jp)

## 【問合せ窓口①】

- 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金等厚生労働省コールセンター
- 電話番号：050-3733-0230
- 受付時間：9：00～18：00（土日含む）

## 【問合せ窓口②】

- 窓口（事務局）名称：福井県介護職員処遇改善支援補助金等事務局
- 問合せ先電話番号：050-2018-2490
- 問合せ先メールアドレス：[info@fukui-kaigo-syogukaizen.com](mailto:info@fukui-kaigo-syogukaizen.com)
- 開設日時：令和6年3月25日（月）14時～

## 【申請書提出先】

- 窓口（事務局）名称：福井県介護職員処遇改善支援補助金等事務局
- 提出先メールアドレス：[info@fukui-kaigo-syogukaizen.com](mailto:info@fukui-kaigo-syogukaizen.com)
- 申請受付開始日：令和6年3月21日より
- 申請書提出締切：令和6年4月15日

## ⑤ 指定更新書類の変更について

○指定更新とは…指定を受けてから6年ごとに更新を受けなければ、期間の経過によってそれらの効力を失う（失効）

→指定更新申請が必要（指定有効期限の1か月前×）

（例）指定有効期限…R6.3.31

→指定更新申請×…**R6.2.29**

○指定更新申請に係る書類については、『令和6年2月19日 指定障害福祉サービス事業者等の指定更新にかかる書類の提出について』のとおり変更（[shiteikoushin.pdf \(fukui.lg.jp\)](https://www.fukui.lg.jp/shiteikoushin.pdf)）。

・書類の省略は、必ず、以前提出したかどうかを確認のうえ、内容に変更がない場合のみでお願いします。

・「指定更新書類の省略について」（様式を変更しました）も併せて提出ください。

## ⑥業務管理体制の整備について

- 全ての指定障害者（児）施設・事業者は、法令遵守等の**業務管理体制の整備に関する届出が必要**です
- 変更等ある場合は、必ず**変更届をご提出**ください。
- 事業所等の所在地によって届出先が分類されます。  
（厚生労働省、県、中核市、市町村等）
- 届出については、障害者総合支援法、児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

**（参考）県ホームページ「業務管理体制の整備について」**

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/syogai-gyomukanri.html>

## ④事故、事件および不祥事等発生時の報告について

- 事故等が発生した場合には、基準省令に定める「事故発生時の対応」を遵守するとともに、県ホームページ掲載の通知等に基づき、適切な報告・対応を行うこと。
- **県HP(事故、事件および不祥事等発生時の報告について)**  
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/jikohoukoku.html>
- (報告の範囲)
  - (1) 利用者の怪我または死亡
  - (2) 食中毒または感染症の発生
  - (3) 無断外出により警察に行方不明者届をしたもの
  - (4) 職員（従業員）の法令違反、不祥事等の発生
  - (5) その他、報告が必要と認められる事故の発生

|    | 補助金名                       | 事業実施期間   | 補助申請の受付                             | 補助率   | 助成額  | 補助内容   | ホームページ  |
|----|----------------------------|--|-------------------------------------|-------|--|--|---|
| 1  | 福井県介護職員負担軽減支援事業補助金         | 交付決定日～R7.3.31                                    | R6.5下旬                              | 3/4   | ・ICTの導入経費に対して助成<br>補助額：1,000千円上限／事業所<br>介護ロボットの購入経費に対して助成<br>・補助上限額：入所 2,100千円／施設<br>補助額：GH 1,500千円／事業所<br>補助額：その他 1,200千円／事業所                       | 利用者への接触時間の削減や介護業務時間の短縮により、職員の身体的負担軽減や業務の効率化を図るため、介護ロボットやICTの導入を支援  | —   |
| 2  | 省エネ設備補助金                   | 交付決定日～R7.3.31                                    | R6.4.8～R6.7.31                      | 1/2   | 1助成事業あたり<br>助成下限額20万円、助成上限額200万円<br>※助成金額が20万円を下回る場合は、助成対象外となります。  | 原油価格・物価高騰等が続く中、社会福祉施設および医療機関等のコスト削減を図り、利用者負担への影響を抑制するため、省エネ設備の更新ならびに新設(以下「更新等」という。)(利用者が生活や活動する場所に限る。)に要する経費を支援  | <a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/r5syouene.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/r5syouene.html</a>                                 |
| 3  | 処遇改善臨時特例交付金                | R6.2～R6.5  | R6.3.21～R6.4.15                     | 10/10 | —  | 令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員の処遇改善を図るための厚生労働省より「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を交付<br>本事業は、福祉・介護職員の方の収入を引き上げるために、各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給   | <a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/jiritusien/syoguu-kaizen.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/jiritusien/syoguu-kaizen.html</a> |
| 4  | 重症心身障がい児者と家族のための在宅生活サポート事業 | 交付決定日～R7.3.31<br>(事前承認あり)                        | R6.8下旬<br>(事前承認は随時)                 | 10/10 | 対象：障害児通所事業所、短期入所事業所、生活介護事業所<br>受入：5,150円/日(短期入所は10,300円/回)<br>※生活介護事業所は対象外<br>送迎：760円/片道<br>入浴介助：1,300円/回(月4回まで)                                     | 障害児通所支援事業所、短期入所事業所、生活介護事業所において、対象利用者を受入れ、送迎または入浴介助サービスを提供する場合に補助金を交付   | <a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/zaisapo.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/zaisapo.html</a>                                   |
| 5  | 長時間訪問看護加算利用促進モデル事業         | 交付決定日～R7.3.31<br>(事前承認あり)                        | R6.8下旬<br>(事前承認は随時)                 | 10/10 | 【長時間訪問看護】<br>年度あたり88,000円<br>3時間で11,000円でその後1時間ごとに3,000円ずつ加算<br>(1回あたり26,000円、8時間までが限度)<br>【短期入所事業所利用】<br>年度あたり90,000円が限度<br>1回1泊で30,000円(年度あたり3回まで) | 訪問看護事業者が医療的ケア児者に対し、3時間以上8時間以内の長時間訪問看護を行う場合または、訪問看護事業者から短期入所事業所へ看護師を派遣し対象児者の看護を実施した場合に補助金を交付  | <a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/tyoujikanhoumonkango.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/tyoujikanhoumonkango.html</a>         |
| 6  | 農福連携スタートアップ補助金             | 交付決定日～R7.3.31                                    | 4～5月頃                               | 1/2   | 補助上限150万円  | 農業における障がい者が働きやすい環境等を整えるための設備等の補助   | —   |
| 7  | 外国人材等活用支援事業(居住環境整備等)       | 交付決定日～R7.3.31                                    | R6.6頃                               | 1/2   | 補助上限15万円/人   | ・外国人留学生、技能実習生、特定技能1号外国人を採用するために係る居住環境整備費用(介護福祉士就学資金に該当する学費、国家試験、受験対策費、就職準備金に係るものは除く)を支援<br>・県外学生、県外からの移住者を採用するために係る居住環境整備費用を支援   | —   |
| 8  | 重度化対応施設整備等支援事業             | 交付決定日～R7.3.31                                    | R6.6頃                               | 3/4   | 施設改修：上限5,000千円<br>設備整備・備品購入：上限2,500千円  | 強度行動障害者や重症心身障害者、医療的ケア児者などの重度障がい者等を受入れる事業所に対し、重度障がい者に対する支援環境の整備に要する費用を補助  | —   |
| 9  | 有償インターンシップ等支援事業について        | R6.4.1～R6.9.22<br>インターンシップ実施期間<br>R6.8.5～R6.9.22 | 有償インターンシップ参加法人募集期間<br>R6.3末～R6.4.19 | —     | 参加学生一人あたり27,000円上限<br>プログラム参加報償費 1,000円/時間<br>県内交通費相当分 500円/日  | 就職情報サイト291JOBSを利用し、学生に対してインターンシップ等の就業体験を行った法人に対し、参加学生へ支払う報償費の一部を補助<br>・「ふくいインターンシップ」と連携して実施<br>・登録インターンシップ等について、県内外大学等への各種ガイダンスを実施<br>・参加検討法人に対し、説明会を実施(4月10日オンライン実施、4月8日申込締切) | —   |
| 10 | 短時間就労(ちょこっと就労)支援事業について     | 交付決定日～R7.3.31                                    | R6.8頃                               | —     | 補助上限10万円(予定)   | 短時間就労による従業者募集実施を要件とし、従業者を新たに雇用した事業所に対して雇用に要した広告費、手数料等を補助   | —   |

集団指導を  
終了します。



- はぴりゅう手話LINEスタンプ発売中！  
(共生社会Gが作成) 詳細はこちら↑

お  
疲  
れ  
様

